

身体拘束適正化のための指針

医療法人 和光会
介護医療院 きだわら
(令和6年4月改訂版)

(基本方針)

第1条 医療法人 和光会では、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

1項、和光会では身体拘束防止に関し、次の方針を定め、常に職員に周知徹底させ、身体拘束ゼロをめざす。

- (1) 身体拘束を必要としない状態の実現を目指し、職員が一丸となって身体拘束防止に取り組む。
- (2) 利用者の人格を尊重し、すべての職員が身体拘束防止に関して共通の認識と行動を持つよう努める。
- (3) 事故が起きない環境を整備し、柔軟な応援体制を確保する。
- (4) 常に代替的な方法を考え、やむを得ず身体拘束を行う場合は、極めて限定的に行う。

(身体拘束廃止検討委員会の設置)

第2条 前条に基づき利用者に対して適切な判断と具体的な対応を図るため、「身体拘束等適正化委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

※なお身体拘束等適正委員会は、「虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとする。

1項、委員会は、1ヶ月に1回以上開催し、利用者に対する身体拘束等適正化及び緊急やむを得ない場合の身体拘束の必要性について検討・協議し決定する。

2項、委員会は、施設長、医師、看護部、介護部、ケアマネジャー、地域連携室、リハビリ部、事務部等をもって組織する。

3項、委員会は、職員に対し身体拘束適正化に関する研修指導を適宜行う。

4項、委員の役割

施設長・・・・・統括管理・統括責任者・委員長

- ① 身体拘束等適正化委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

医師・看護・介護部（現場責任）

- ① 家族、介護支援専門員との連絡調整
- ② 本人・家族への説明と同意
- ③ 記録の整備

介護支援専門員

- ① 施設サービス計画書の立案
- ② 家族への説明

委員

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 患者とのコミュニケーションを充分にとる
- ③ 記録は正確かつ丁寧に記録する

(身体拘束適正化委員会での協議)

第3条 第1条1項第4号の規程により利用者の身体拘束を行う必要性が生じた場合、委員会は、次の内容に基づき検討する。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- (3) 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(身体拘束その他の行動制限について)

第4条 利用者が前条における要件をすべて満たしていると判断した場合には、マニュアルの手順に沿って行う。

- (1) 利用者又は家族へ連絡し、身体拘束に関する説明・同意書に基づいて利用者家族に対し詳細な説明を行う。
- (2) 利用者又は家族の了承を得た上で利用者に対して身体拘束その他行動制限が行われる場合は、利用者の様態、時間及び心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録する。当該記録を2年間保存
- (3) 身体拘束その他行動制限が行われている場合は、解除することを目標に委員会において、緊急やむを得ない身体拘束に関するカンファレンス記録に基づいて協議する。

(身体拘束適正化のための職員研修に関して)

第5条 全ての職員に対して、身体拘束適正化と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- (1) 全職員を対象とした研修
全職員を対象に身体拘束適正化委員会、研修委員会のプログラムのもと、年2回以上の研修を行うほか、啓発活動として適宜資料の回覧、掲示を行う
- (2) 新規採用者を対象とした研修
職員の新規採用時には身体拘束の研修を必ず実施する。

(利用者に対する当該指針の閲覧)

第6条 本指針は、全ての職員が閲覧を可能とするほか、入所者やご家族が閲覧できるように施設受付に常設する。

(指針の見直し)

第7条 指針の見直しに関する基本的な考え方

本指針は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。